

第2章 一般廃棄物に関する施策の方針

1. 基本的な考え方と取組方針

(1) 施策の基本的な考え方

一般廃棄物について、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その効率的な運用に努めなければなりません。

県は、市町村が責務を十分に果たせるよう、必要な技術的援助に努めます。

なお、県民、事業者、市町村及び県は

- ・ 循環型社会の形成
- ・ 生活環境の保全
- ・ 不適正処理対策の推進

の視点から、自らの役割を十分に理解し、連携・協働して取り組んでいきます。

(2) 取組方針

県は、市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たせるよう必要な技術的援助を行うとともに、廃棄物の排出の抑制及び適正な処理の確保のため、県民及び事業者の意識啓発に努める必要があります。

こうした責務を果たすため、次の取組方針により施策を推進します。

循環型社会の形成

○ごみ減量化の推進

ごみ減量化を実現するため、3Rのうち、特に発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に向けた取組みを県民、事業者、市町村などと連携して進めます。

○リサイクルの推進

各種リサイクル法の適正な運用や岐阜県リサイクル認定製品の利用の推進により、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

○一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物が適正に処理されるよう、国制度を活用した処理施設整備への支援など、市町村への支援を実施します。また、再資源化や最終処分量の削減を図るための取組みの支援を行います。

生活環境の保全

○環境美化運動の推進

環境美化運動を県民総ぐるみで推進します。

不適正処理対策の推進

○不法投棄等の不適正処理対策の推進

不適正処理の未然防止、事案の早期発見・早期措置に向け、監視指導体制を一層強化します。

2. 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制の整備

○廃棄物処理施設の整備

市町村は、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合のとれた一般廃棄物処理計画を策定し、地域の実情に即した適正処理体制を確保する必要があります。

廃棄物処理施設の整備に当たっては、市町村は、他市町村等との連携による広域化を推進する等により、効率的な施設整備を行います。

また、地球温暖化対策を推進するため、マテリアルリサイクルできないものをエネルギーとして有効利用するための熱回収施設や発電設備の導入、白煙防止装置の見直し等による廃棄物焼却施設の余熱の有効利用等に努めます。

○廃棄物処理施設の長寿化・延命化の促進等

厳しい財政状況の中で、維持管理費用を含めたトータルコストの削減が図られるよう計画的に施設の改良や維持管理を行うことにより、施設の長寿化・延命化を推進します。また、施設の更新に伴い廃止された焼却施設については、安全性確保の観点から国の交付金制度の活用等による早期の解体撤去を行います。